

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 2 か月以内に本人の都合による退社、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 **50%**
- (2) 入社後 2 か月以内に雇用契約が終了した場合 **20%**

ただし、求人者の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。